

京都市告示第201号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の廃止の承認をしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

令和7年6月6日

京都市長 松井孝治

1 承認事項

番号	年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第6078号	令和7.6.3	メートル 5.000	メートル 34.470	京都市左京区粟田口鳥居町5 3番12の一部、53番17の 一部、53番32の一部、53 番33の一部	野村不動産株 式会社 代表取締役 松尾 大作

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前9時から正午
まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)